

荒井委員提出資料

2020 年 4 月 20 日

第 2 回特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会 消費者の脆弱性につけ込む悪質商法への対策強化について意見

日本商工会議所
荒井 恒一

第 2 回検討委員会に関し、以下の通り意見を申し述べます。

＜基本的考え方＞

- 公正で自由な競争が促進されて市場のメカニズムが正しく機能し、一方で消費が活性化して国民の生活が豊かになることが日本経済の成長の大前提。
- 悪質商法に関わる者の存在は、消費者のみならず、一般の事業者にとっても迷惑な問題であり、健全な事業、取引等の経済活動を阻害するもの。
- したがって、悪質な事業者を徹底的に排除する一方、健全な事業者の一層の成長を促し、消費者が安心して消費活動を行い、豊かな消費生活が実現できるような方策を検討すべき。
- 規制の導入・見直しにあたっては、その影響を定量的に分析し、明確な根拠に基づいて妥当性を判断する政策評価が必要。

＜販売預託商法について＞

- まず、大規模な問題事例以外の事例や、逆に健全な事業形態について、分析・深堀が不可欠。対象となる事業者数や規模を検証し、ターゲットを明確化することが必要。
- 今回の政策のターゲットは悪質な事業者であり、健全な事業活動を行っている事業者に影響が出ない制度設計を行うことが大前提。
- 特に、参入規制については、新たな市場参入を阻害する可能性がある一方、無登録者等のアウトサイダーに対しては規制の効果が及ばないなど、本来の目的である悪質業者の排除に対する有効性は不明確。また、参入の事前・事後の局面における行政コストの課題もあり、導入すべきではない。
- また、今後、シェアリングエコノミーの進展に伴い、多様なビジネ

スモデルに挑戦しようとするスタートアップ企業等の出現が期待されており、そうした中で、預託ビジネスを活用した事業展開の可能性の指摘もなされているところ。こうした事業者の意欲を削がない点も重要。

＜事業活動の足かせにならない仕組みの構築＞

○訪問販売については、高齢化の進展や人口減少の中で、地域の買物難民問題の解消、安全な製品利用の促進などのため、地域中小企業による優良な事例も多く、こうした事業者が地域住民の生活を支える役割を果たしている（下記の例示参照）。

事例１「介護事業と共に移動販売を行い、地域の買い物難民をサポートする企業」（岐阜県、従業員５名）

- ・もともと介護事業を展開。地域のスーパー撤退により買い物難民問題が浮上し、移動販売事業を開始。
- ・原則週２回、会員（約５０人）宅を訪問し、玄関先での商品の販売及び御用聞きを実施。地域との共存共栄を図る。
- ・ドライバーは介護士資格あり。訪問時に顧客の健康状態も確認。

事例２「まちの電気屋さん」（和歌山県、従業員８名）

- ・いわゆる「まちの電気屋」さん。安全な製品を販売するためにお客様目線に立って地域巡回しながら商品を提案。取扱商品、サービスは介護福祉製品をはじめ多岐にわたり、足元では新型コロナウイルス対策関連製品なども取り扱い。
- ・長年にわたり蓄積した地域や顧客の情報と日常業務を通じ、リコール発生時の対応や使用状況へのアドバイスなど製品安全に尽力。
- ・地域コミュニティを通じて得られた製品安全につながるお客様の声をメーカーに提供。

○具体的な制度設計にあたっては、こうした地域に根差した事業活動等に足かせをはめることがないように、慎重な検討が必要。

○過量販売及び適合性原則違反に関する立証については、挙証責任を事業者に転換した場合、判定基準を一律に示すことが困難であり、濫訴による事業者負担の過度の増加などの懸念から、事業の撤退や新規参入の抑制につながる恐れがあることも踏まえ、慎重に検討する必要あり。

＜規制の手法等について＞

- 規制を行うに当たっては、執行に当たってのコストの検証も重要であり、民事ルールと行政規制（法令、ガイドライン等）、企業の自主的な取り組みやそれを促すための業界の自主規制などを組み合わせることで、より効率的、効果的な仕組みを検討すべき。
- さらには、消費者が悪質商法に手を出さなくなるような取り組みも重要であり、投資やリスクの存在も含めた教育機会の充実を図るべき。

以上